

令和2年3月3日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年3月3日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和2年第1回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

今日から3月定例会が始まります。議員の皆様方におかれましては、全員の議員の皆様のご出席をいただいて有難うございます。

また、皆様方には日頃から議員活動にご精励のことだと拝察をいたしているところであり、今、巷では新型コロナウイルスが蔓延しておりまして、そのことでマスコミ関係は、毎日報道をしている訳でありまして、多度津町でも新型コロナウイルス感染における対策本部を設置をしたところであり、また、学校におきましても小学校・中学校の臨時休業、また、皆様方におかれましても大変ご迷惑をお掛けいたしますけれども、不要不急の、たくさん人の集まるようなイベントなどには自粛を頂くということでお願いをしているところであり、この新型コロナウイルスの蔓延は、もうパンデミックが起こっていると言っても過言ではないと思っています。今、政府の方で行っています臨時休校にいたしましてもこれは致仕方ないのではないかな、やはりこれ以上蔓延を防ぐためには国民皆さんが痛みを分かち合いながら、この1週間・2週間が勝負だと言われております。その期間にやはり終息に近づけるということが、私どもにとっても非常に大事ではないのかなと感じてるところであります。また、この3月議会、皆様方の色々なご意見、そしてご質問を頂戴いたしまして、また、忌憚のないご意見も頂きまして、この3月議会が皆様方にとっても、また、私どもにとっても有意義な議会となりますことを心から期待を申し上げて冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いをいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和2年第1回多度津町議会定例会は成立をいたしました。

これより、第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番 天野 里美 君、9番 小川 保 君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長、古川 幸義君。

議会運営委員会委員長（古川 幸義）

会期の件でございますが、本日3月3日より3月16日までの14日間とし、詳細については議長の方でお諮りをお願いいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言の通り、本定例会の会期は、本日より3月16日までの14日間とし、日程については、3月3日、本日ですが、提案説明、4日、水曜日、休会、5日、木曜日から6日、金曜日、一般質問、7日、土曜日から8日、日曜日まで休会、9日、月曜日、総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、10日、火曜日、総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会予備日とし、11日、水曜日から15日、日曜日まで休会、16日、月曜日、議案審議といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

なお、一般質問者が11名となっており、5日、木曜日は、通告順で1番から8番まで、6日、金曜日は、通告順で9番から11番までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月16日までの14日間とし、先に言いました日程によることに決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、タブレットに掲載しております通りでございます。

これを会期中の総務教育常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より現金出納検査執行状況報告及び令和元年度定期監査結果報告を受けております。

報告は、タブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略いたします。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレット端末に掲載をしておりますので、朗読は省略いたします。

日程第4. 令和2年度施政方針について、であります。

町長の発言を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

本日、ここに令和 2 年第 1 回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策並びに令和 2 年度予算の概要についてご説明をし、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年 2 月に 3 期目の町長の職をお預かりして早 1 年が経ち、2 度目の 3 月定例会を迎えることができました。

この間、議員の皆様をはじめ、町民の皆様から多くのご支援と、温かいご指導をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。皆様とともに迎えます令和 2 年度は、明治 23 年に町制を施行して以来 130 周年という大変に大きな節目の年であり、これまでの歩みを礎として新たな歴史を創造する基礎固めの年にしたいと考えております。私は、先人のたゆまぬ努力と情熱によって築かれた多度津町の歴史の重みを再認識するとともに「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」のさらなる進展を目指し、皆様との連携・協働により、住んで良かったと実感していただけるまちづくりに、これからも誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和 2 年度の我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれております。

地方財政計画では、地方税は前年度比 1.9%増の 40 兆 9,366 億円、地方交付税は前年度比 2.5%増の 16 兆 5,882 億円、臨時財政対策債は前年度比 3.6%減の 3 兆 1,398 億円が見込まれております。

このような背景のもと、本町の令和 2 年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、選択と集中を基本として、第 6 次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算、及び町民生活に必要な行政サービスの経費について、重点的に予算化したところであります。

令和 2 年度の一般会計予算総額は 96 億 6 千 5 百万円とし、前年度との比較で 1.4%の増額としております。また、特別会計全体では、前年度比 0.8%増の 65 億 2 千百万円、全会計合計では、前年度比 1.1%増の 161 億 8 千 6 百万円となっております。

次に、現在、第 6 次多度津町総合計画について、令和 2 年から令和 5 年までの 4 年間の後期基本計画を策定中ではありますが、重点施策について順次申し上げます。

重点施策の 1 点目といたしましては、「移住・定住の促進」であります。

多度津町では、平成 27 年度に「たどつの輝き創生 総合戦略」を策定し、各種の人口減少対策を推進してまいりましたが、現在、第 2 次の総合戦略の策定に向けて検討中であり、引き続き、人口減少対策の取組を進めてまいります。

多度津町への移住・定住を経済的な側面から後押しする、空き家バンク登録物件の改修費補助や、移住者に対する家賃補助等を継続するとともに、移住・定住の促進を目指した施策のひとつであります「多度津町タウンプロモーション事業」においては、官民協

働組織「まねきねこ課」が、「たどりつく多度津」をコンセプトに進めている、多度津町の「魅力づくり」と「情報発信」を今後とも支援し、多度津町の認知度向上及び官民協働によるまちづくりの推進を図ってまいります。

また、移住者でも観光客でもない「関係人口」の増加策など、多度津町が抱える様々な課題を官民連携で解決していくための一つのアプローチとして、今年度から取り組んでおります、いわゆる「まちづくり公社」設立の検討を進めてまいります。

2点目は、「子育て支援の充実」であります。

人口減少と少子高齢化が進行し、医療や福祉に対する関心とニーズが高まる中、社会全体でこれらを担い・支える施策の展開が広く求められております。

こうした状況を踏まえ、子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会の実現を目指して、子育て支援の充実を図ってまいります。

昨年度から開所した子育て世代包括支援センターでは、子育て世帯の不安やニーズに対する出産前からの切れ目のない相談支援を行うとともに、専門職による子育て支援事業を拡充し、子育てしやすい環境整備に努めてまいります。

また、放課後児童クラブについては、昨年度、四箇及び豊原校区に新たな施設を開設し、すべての小学校区において全学年の受入れを開始したところであり、今後とも、支援体制の充実と児童が過ごしやすい環境整備に努めてまいります。

3点目は、「多度津駅周辺開発整備」であります。

JR多度津駅周辺については、立地適正化計画及び都市再生整備計画に基づき、将来にわたって多度津町の中心的な拠点となるよう、子どもから大人まで幅広い世代にわたって集える地域を目指してまいりたいと考えております。現在、東西をつなぐ跨線橋のバリアフリー化や周辺道路の整備に取り組んでおります。また、多度津駅周辺地区の活性化に関する条例に基づき、駅周辺の開発整備を推進するための方向性や考えかたを示した多度津駅周辺整備等推進計画を検討しているところであり、今後、この計画に基づき、多度津駅の利便性向上及び駅周辺のにぎわいを生む施設の可能性を検討するとともに、地域の活性化に資する事業に取り組んでまいります。

4点目は、「新庁舎の整備」についてであります。

現庁舎及び福祉センターは、施設の老朽化に加え、大地震発生時の津波浸水想定区域に立地していることから、町民の皆様の利便性や行政事務効率の向上はもとより、災害対策機能の確保の観点から、駅東側の町有地に新庁舎を整備するため、平成29年11月に新庁舎整備基本構想、平成30年8月に新庁舎整備基本計画を策定したところであり、また、それらを踏まえて昨年10月に新庁舎建設基本設計を完了し、現在、実施設計を行っているところであり、今後、建設工事の発注を行い、町民の皆様にとって分かりやすく、明るく開かれ、憩いの場となり、町民の命を守れる庁舎となるよう、令和3年度末までの完成を目標に整備を進めてまいります。

続きまして主要施策について、第6次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し

上げます。基本政策の1点目は、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」であります。

まず、健やかに暮らせる環境づくりであります。第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画に基づき、町民、地域、関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、健康増進と食育の推進に取り組んでおりますが、来年度、この計画の中間評価と見直しを行い、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指してまいります。

がん検診受診率向上対策として、引き続き、節目年齢の方の無料がん検診を実施するとともに、脳ドック及び人間ドック、施設検診、休日検診など、関係機関との連携を強化し、受診しやすい環境や体制整備に努めてまいります。

また、糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防対策として、医師や健康運動指導士等専門職による指導や生活習慣の改善により、重症化を予防するとともに、医療費削減に努めてまいります。

子育て支援につきましては、子育て世代包括支援センターの専任保健師や助産師、保育士等が、安心して安全に出産・育児ができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めておりますが、来年度は、特にハイリスク妊産婦に対する産前・産後サポート事業や養育支援訪問事業、乳幼児の一時預かり事業など、専門職による子育て支援事業を拡充し、子育てしやすい環境整備に努めてまいります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後も経済的支援が一層効果的なものとなるように、事業を継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、昨年度から広域化により県が財政運営を行っておりますが、被保険者の減少・一人当たりの医療費の増加が進む中で、医療費通知の送付による適正な受診の促進及びジェネリック医薬品使用促進のお知らせ送付による調剤報酬の圧縮等を着実に実施し、医療費全体の削減を目指し、県と連携して健全な運営に努めてまいります。

保健事業につきましては、引き続き、特定健診の受診率向上に努め、その結果を特定保健指導に活かすことで、生活習慣病重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、被保険者や医療費の増加により、厳しい財政運営が続いていますが、香川県後期高齢者医療広域連合や県、他市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の運営につきましては、医師・看護師の継続的確保と、診療所設備・医療機器の修繕・更新を行いながら、適正な維持管理に努めてまいります。

国民年金につきましては、日本年金機構と連携し、住民に対する広報・啓発の推進や、年金相談の充実を図ることで、加入促進・無年金者の解消に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、引き続き、公民館においては、住民のニーズを把握し公民館講座の充実及び支援を行い、図書館においては、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど、誰もが安心して快適に学習ができるよう環境の改善に努めます。また、「生涯学習推進計画」「子ども読書活動推進計画」の見直しについても、今後とも協議・検討を続けてまいります。

スポーツの振興につきましては、引き続き、各種ウォーキングイベント、チャレンジデー、体育館やさくらプールで開催している各種教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持や増進のきっかけづくりに努めます。

また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業や東京2020オリンピック・パラリンピックへの取組を通じて、子どもたちがトップアスリートを夢みて競技や練習に取り組むことのできるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

次に、子育てをしやすい環境づくりであります。現在、「第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて検討を行っておりますが、引き続き、“「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして”を実現するため、子どもの健やかな成長や家庭（保護者）の楽しい子育ての応援、子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりに向けて、計画の推進を図ります。

また、昨年10月から実施された幼児教育無償化により、保護者の負担軽減と就労しやすい環境が整いましたが、一方で、保育ニーズが高まったことによる待機児童問題については、保育士確保のための一時金交付事業の創設や、保育士業務の負担軽減を図る補助事業の実施等、保育を必要とするすべての子どもが保育サービスを受けることができるよう、引き続き保育所と連携・協力を図ってまいります。

さらに、小学生のいる世帯への就労支援については、昨年、四箇校区と豊原校区に放課後児童クラブを新設し、すべての小学校区において全学年の利用を開始いたしました。今後とも、各児童館や放課後児童クラブにおいて安全性に配慮しつつ児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

また、保護者のニーズに対応した子育て支援の環境整備のため、昨年度から保護者の疾病等により児童の養育が一時的に困難になった場合に児童を児童養護施設等で短期間養育する「子育て短期支援事業」を開始しており、「病児・病後児保育事業」とあわせて広報周知に努め、利用促進を図ってまいります。

次に、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりであります。昨年度に策定した地域福祉計画に基づき、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会・民生委員児童委員・老人クラブ等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組み、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

障害者福祉の充実につきましては、障害福祉計画と障害児福祉計画の期間が今年度をもって満了することから、現行計画を見直し、「一人ひとりの生き方を大切に、すべての

町民とともに生きる多度津」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

また、ひきこもり支援として、理解促進のための広報啓発並びに本人及び家族への相談支援体制の構築に努めてまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、急速に進む高齢化への対策として、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、生活支援コーディネーターを中心とする「たどつ支え合い笑顔の会」が、支え合いの体制づくり推進を目的に活動しております。なお、各小学校区においては、地域のコーディネーターを中心に、より地域の実情に合った支え合いを目的とする活動体制を整備しております。相互に支え合う互助の精神のもと、地域のみんなでつくる助け合いのまちづくりが、より一層進展するよう努めてまいります。

また、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を目的に、認知症初期集中チームを設置しており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができる多度津町を目指してまいります。

さらに、高齢者が認知症等により行方不明になったときに備え、おもいやりSOSネットワークを構築しており、今後とも、模擬訓練の実施等により、更なる整備、普及啓発に努めてまいります。

次に、環境に配慮した循環型社会の形成であります。昨年6月に策定した「第2次多度津町環境基本計画」に基づき、「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち たどつ」を目指して、住民、事業者、各種団体と連携・協力して取り組むとともに、「SDGs（持続可能な開発目標）」の目標達成に貢献してまいります。

野良犬や野良猫の対策につきましては、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用助成を継続してまいります。また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、地域住民の認知と合意の上、地域で野良猫に不妊・去勢手術を行って共同管理する地域猫活動を行う団体に対する助成を継続し、人と動物との調和のとれた共生社会を目指してまいります。

墓地・火葬場の整備検討につきましては、「町営墓地」は清掃委託により、また、「地域墓地」は地域墓地管理団体への運営補助により、「町営・地域」両墓地の適正な維持管理に努めてまいります。なお、火葬場についても長期修繕計画に基づき定期的な主要設備・機器等の点検を継続していくことにより、施設全体の適正な維持管理に努めてまいります。

基本政策の2点目は、「安心・安全で美しいまちづくり」であります。

まず、水を大切にすまちづくりであります。水道事業は広域化により県と8市8町で構成する香川県広域水道企業団に引き継がれておりますが、構成団体として、今後も将来にわたって安全で安心な水道水が安定的に供給されるよう、企業団と連携してまいり

ます。

次に、自然と調和した生活環境づくりであります。公園及び緑地や水辺につきましては、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めるとともに、災害時の避難場所などの防災面も視野に入れた整備も検討してまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るため、下水道未接続家庭への個別訪問を実施するとともに、広報やホームページ等を活用した啓発活動を行ってまいります。また、既存施設を適切に維持管理していくため、引き続きストックマネジメント計画の策定に取り組み、計画的に施設の延命化や更新工事を進めてまいります。また、下水道事業の経営の安定化と透明性の確保のため、適正な使用料や地方公営企業法の適用についても検討を行ってまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による被害軽減のため、現況水路の調査を行い、流出解析モデルを用いた「多度津町雨水管理総合計画」に基づき、雨水幹線の整備を計画的に進め、また、ポンプ施設については計画的に更新工事を進め、雨水の排除能力の維持向上に努めてまいります。

下水道区域外の地域については、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について、補助制度の充実や広報等による周知に努め、単独浄化槽や汲み取り便所から合併浄化槽への早期転換を促進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、昨年度策定した「多度津町第4次地球温暖化対策実行計画」に基づき、引き続き本町施設における温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。また、本町は環境省が推進するクールチョイス（地球温暖化対策に資する「賢い選択」）に賛同しており、低炭素型社会の実現に向け町民や事業者への情報発信を積極的に行うとともに、住宅用太陽光発電システムの設置補助制度の継続や緑のカーテン事業の促進に努め、地域における地球温暖化対策を図ってまいります。

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。消防体制の強化につきましては、消防車両や資機材の計画的な更新整備と、水利計画に基づく消火栓や防火水槽の整備を図りながら消防力の充実強化に取り組むとともに、火災防ぎょ訓練や救助訓練などの各種訓練を計画的に実施して、消防技術の向上に努めてまいります。併せて、火災による死傷者を減らすため、消防団・女性防火クラブと協力して「住宅用火災警報器」の普及促進の啓発活動を継続し、自治会をはじめとする各種団体に対しては、初期消火・通報・避難の訓練指導や防火講習会を通じて、防火意識の高揚を図ってまいります。

また、地域防災の中核となる消防団に対しては、資機材の整備や訓練により消防技術の向上に努めるとともに、来年度は津波浸水地区にある白方地区の消防団屯所の移転を行います。

一方、救急業務につきましては、救命率を向上させるため救急救命士を計画的に育成

し、救命士資格取得後も継続して再教育を行うなど関係機関と連携して救命士の資質の向上と救急業務の高度化を推進してまいります。また、定期的に救命講習会や応急救護指導を実施して、広く住民に応急手当の普及啓発を図るとともに、増加傾向が続く救急出動につきましても、安易な救急車の利用を減らすために町のホームページや広報誌などで住民に「救急車の適正利用」の周知啓発を継続して行い、住民の理解と協力が得られるように努めてまいります。

さらには、丸亀市・善通寺市と共同運用を開始している「消防通信指令業務」につきましては、今後も継続し、近隣消防本部との緊密な連携・協力による応援体制の強化を推進して、大規模災害等の発生時にも対応できる消防力の強化を図り、被害の軽減に努めてまいります。

次に、防災体制の整備であります。近年の気候変動による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害・浸水等の水害、地震など複雑多様化した自然災害の発生や、今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、今年度から開始した各小学校区における防災訓練を引き続き実施し、地域防災力の向上を推進してまいります。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図り、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに、災害発生時には、防災行政無線やエリアメールなどを、効果的・有効的に活用し、町民への避難勧告等の情報伝達に取り組むとともに、大地震発生時に多数の避難者を受け入れることとなる避難所に、順次計画的な備蓄品の整備を推進してまいります。水防対策についてですが、桜川について、平成29年の台風18号に伴う浸水被害を受け、県に護岸の嵩上げを要望し実施されたところですが、引き続き河川改修の早期完成を要望するとともに、県と連携し、桜川流域の総合治水対策の検討を行い、計画的に排水ポンプの新設など浸水対策に取り組んでまいります。今後とも、県と協議しながら、桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進し、近年増加している高齢者が関係する事故の抑止を図るとともに、関係機関や団体等と密接な連携による啓発を行い、町民全体の交通安全意識の高揚及び交通マナーの向上を図ってまいります。

次に、快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地の拡散やスポンジ化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型町づくりの実現に向け、現在、見直しを行っている「多度津町都市計画マスタープラン」や、JR多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る「立地適正化計画」に基づき、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備といたしまして、引き続き、さぬき浜街道や県道多度津丸亀線の早期完成へ向け、県に対して働きかけを行ってまいります。また、町道整備につきましても、舗装路面性状調査の結果に基づく整備路線計画を策定し、計画的に進めてまいります。さらに、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や、町道部分についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましても、人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、空き家の現状調査の結果を踏まえ策定した「空き家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に対策を実施してまいります。また、危険空き家対策として多度津町老朽危険空き家除却補助事業を引き続き実施してまいります。

町営住宅の整備充実につきましても、「多度津町町営住宅長寿命化計画」で策定した維持管理計画に基づき、町営住宅の長寿命化を図るとともに、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、適正な維持管理及び計画的な建替事業を推進してまいります。

離島振興につきましても、多度津～佐柳航路における「新なぎさ2」の運航について、安全・安心な航路の確保維持に取り組むとともに、引き続き、島しょ部航路運賃助成事業や離島救急患者搬送費補助事業を継続しつつ、離島救急については、実情に合わせた新たな制度設計を検討するなど、より一層の離島振興の促進に取り組んでまいります。基本政策の3点目は、「活気にあふれた魅力的なまちづくり」であります。

まず、産業の振興・経済の活性化であります。農業につきましても、令和2年産の主食米から、従来の「生産の目安」に代わり、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目標」に基づく生産となります。また、国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産物の輸出力強化と高付加価値、「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり等数々の施策を推進するとの方針を示しております。こうした情勢の変化、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった農業・農村をめぐる諸問題に対応し、持続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましても、農業振興地域整備計画に基づき、単独県費補助事業や農振農用地外の施設整備に係る単独町費補助事業の補助制度に基づく事業を推進するなど、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めてまいります。あわせて、県営地域ため池総合整備事業によるため池の整備を図ることにより農業生産の確保を念頭に農用地区域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、農業農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう、多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。

農業委員会につきましても、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努め、更なる農地利用の最適化を図ってまいります。

農業を支える担い手の育成・確保につきましては、経営所得安定対策の実施や施設整備、機械導入等に係る補助制度の利活用など、引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに、法人化の促進や、就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

有害鳥獣による被害防止につきましては、新たな取組として「イノシシ講習会」の開催や、多度津高等学校と連携した箱わな製作を研究するとともに、「多度津町鳥獣被害対策実施隊」を中心に鳥獣被害の調査や捕獲駆除に努め、効果的な被害防止技術の普及に取り組んでまいります。

オリーブにつきましては、オリーブ生産拡大事業を活用し、栽培面積の拡大を図るとともに、オリーブをはじめとするブランド農産物の6次産業化を促進するため、加工設備への補助をはじめ商品開発や販路開拓などへの支援を行なってまいります。

水産業の振興につきましては、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業やカキ等の養殖事業、マダコ・キジハタ等の稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業に取り組んでまいります。加えて、漁場の環境・生態系の維持・回復等、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援してまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計画に沿って、効率的な維持・管理に努めるとともに、白方漁港西側の海岸には防災上の観点から、引き続き、高潮対策工事を行ってまいります。さらに、淡水魚につきましても、養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援にも努めてまいります。

商工業の振興につきましては、まず、町内企業の経営基盤を強化するため、新工場の設立・先端設備への投資に対する助成措置や、中小企業者への融資、町産農水産物を活用した新商品の開発費用の補助等を通して、町内企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を目指してまいります。

また、企業誘致による地域経済の発展や雇用機会の拡大を図るため、町外企業に対する各助成制度の周知や、企業立地に適した土地情報の収集を行うなどの取組を積極的に行ってまいります。

さらに、本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関と連携しながら、個別相談やセミナーの開催による創業希望者の支援や掘り起こしを行うとともに、多度津町創業支援補助金制度により、開業率の向上による町産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、定住自立圏域で実施するインターンシップ事業への町内企業の積極的な参加を呼びかけるほか、ハローワークによる出張職業相談会を引き続き実施するとともに、近隣の大学・高等学校へ企業紹介パンフレットを用いた

町内企業の魅力発信を行ってまいります。

また、消費者行政の取組みとしましては、年々増加する特殊詐欺に対し、関係機関と連携し、被害の未然防止のための啓発に努めてまいります。

次に、魅力あふれる観光の振興であります。今年度、「瀬戸内国際芸術祭2019」が開催され、高見島においては9月28日から11月4日までの38日間で2万5198人の来場者があり大いに賑わいました。また、新たな取組として会場となった高見島以外でも、佐柳島、西浜・本通地区、金剛禅総本山少林寺において、県実行委員会主催によるスタンプラリーが実施され、芸術祭に訪れた方々に、多度津の魅力を伝えることができました。引き続き「瀬戸内国際芸術祭2022」参加に向けて準備を進めてまいります。

今後とも、観光に携わる民間団体の力、高校生や大学生などの若い力、町内事業者の力を繋げ、魅力ある観光地としての賑わいを創出してまいります。

また、町観光協会のホームページによるイベントなどの情報発信について、閲覧者がより興味を持ち、本町への誘客効果が現れるよう運用してまいります。さらに、定住自立圏域の2市3町やさぬき瀬戸大橋広域観光協議会におけるパンフレット作成やキャンペーン活動、高松空港内の「空の駅かがわ」における本町の特産品等の紹介等、広域的な取組を積極的に進めてまいります。

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。まず、「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」につきましては、教育課題検討委員会より教育委員会に行われた提言を踏まえ、昨年度、幼稚園・小学校の適正配置・適正規模についての基本方針を決定しました。この基本方針に基づき、先行的に実施する幼稚園の基本計画の作成に向けて、引き続き、検討を行ってまいります。

また、教育環境改善につきましては、園児・児童・生徒が安心して学べる環境づくりを目指して、必要な施設整備を進めるとともに、ICT化の推進や、教職員にとって働きやすい環境の整備を進めてまいります。

一方、幼稚園及び小・中学校において、一層きめ細やかな学習支援及び教育的支援等を行うために、「学力向上支援員」「特別支援教育支援員」「学校図書館司書」「幼稚園看護師」等を継続配置するとともに、心の問題への対応として、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーについても継続配置し、学校における相談機能の充実に努めてまいります。併せて、悩みを抱え不登校となっている児童・生徒に対しては、教育支援センターでの活動を通して自立を促し、学校に復帰できるよう指導・支援してまいります。さらには、日本語が十分でない外国にルーツをもつ児童のために、日本語教室を引き続き設置し、対象児童の日本語に対する困り感の解消に努めてまいります。

また、ふるさと学習の充実につきましては、「のびゆく多度津町」「知ることからはじまる多度津人物ものがたり」等の副読本の改訂や、「多度津町文化財マップ」の更新を行い、郷土愛を育む教育の推進に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中心に、補導員と連携し、定期

的な補導活動を行い、青少年の非行の低年齢化・広域化・深夜化に対応する早期発見や健全な社会環境づくりの推進に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域の方々・高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を引き続き実施し、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育てるとともに、毎年1月に開催している「成人式」につきましても、新成人によるプロジェクトチームを組織するなど、新成人としての自覚を高める式典となるよう工夫してまいります。

さらに、放課後の子ども居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、今後も魅力ある体験活動を実施するとともに、教室開催日数等の拡充を図ってまいります。

次に、地域に根ざした文化芸術の創造と振興であります。文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」において様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供するとともに、公民館では、地域の方々の学習活動の発表の場としての文化祭を開催して文化の向上に努めてまいります。資料館におきましては、歴史と伝統の魅力あふれる多度津の紹介ができるよう、テーマの設定と企画展の開催を目指してまいります。

また、合田邸をはじめとする本町に残る歴史的な町並みにつきましては、調査によって得られた歴史的な価値などの成果を活用し、住民の皆様方のご意見をお伺いしながら、伝統的町並みや古民家等の保存と活用の方策についての検討を進めるとともに、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けての協議・調整を続けてまいります。

次に、多様な交流の促進であります。空き家等を活用した地域創生事業補助によって、空き家・空き店舗の改修及びイベント開催に伴う費用の補助を行うことで、地域内外における交流人口の拡大を図り、地域の活性化に努めてまいります。

また、多度津町タウンプロモーション事業の中で、「まねきねこ課」並びに実行委員会を中心に実施されている「たどつ桜たんプロジェクト」などの取組についても、交流人口の増加につながるものとして継続的に支援してまいります。

なお、地域おこし協力隊隊員の3名の方については、今年度末をもって3年間の任期が満了し、3名とも多度津町に引き続き住まれると聞いております。来年度には、新たな地域おこし協力隊隊員の募集を行う中で、更なる地域力の維持・強化を図ってまいります。

児童生徒の地域間交流体験活動につきましては、スポーツ少年団と子ども会が富山県南砺市福野地区との交流を実施し、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を図ってまいります。

また、小・中学生の学校現場での国際交流につきましては、引き続き、外国語指導助手・日本人英語指導員の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図るとともに、小学校においては、来年度から外国語が教科化されることから、本年度と同様に中学校の英語科教員も加わりながら、外国語活動を推進してまいります。

次に、コミュニティを軸とした協働のまちづくりであります。協働のまちづくりの推進につきましては、町政報告会や対話集会、町政モニター会などあらゆる機会を通じて、多くの住民の皆様のご意見をお聞きするとともに、地元の各種団体と協力しながら町の活性化に取り組んでまいります。

コミュニティの育成につきましては、助成金等を活用しながら、自治会活動の支援及び活性化を続けてまいります。また、現在、各課で行っている地元コミュニティへの助成等について再点検し、より効果的かつ公平な助成制度の確立に向けて検討を行ってまいります。

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第14条において「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする各法令や、「第3次多度津町人権尊重に関する総合計画」、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消に取り組んでおり、来年度は、これらの計画及び基本指針の改定を予定しています。さらに、仲多度郡3町が合同で実施している「人権・同和問題に関する意識調査」の実施年度でもありますことから、新計画等と併せて、意識調査結果を施策に反映させることで、町民一人ひとりの人権が保障されたまちづくりに今後とも取り組んでまいります。男女共同参画の推進につきましては、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各法令や、「第2次たどつ男女共同参画プラン」に基づき、県や定住自立圏を形成する近隣市町とも連携し、男女共同参画社会形成のための施策を推進してまいります。また、来年度は、このプランの最終年度となることから、新プランを策定し、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。行財政改革の推進につきましては、「行政改革実施計画」に基づき、事務・事業について定期的に点検・検証を行いながら、計画的に行財政改革を進めてまいります。

また、行財政課題や町民ニーズに的確に対応できているか、町政の重点施策が積極的・効率的に推進できているかなどについて検証し、各部門の事務移管や組織の見直し等の検討を重ねながら、更なる住民サービスの向上を図ってまいります。

健全な財政運営の確立につきましては、平成30年度決算における実質公債費比率は前年度から0.4ポイント増加して9.5%となりました。将来負担比率は前年度から4.2ポイント減少して134.6%となりましたが、今後は大型事業実施に伴う増加が見込まれることから、事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営に努めてまいります。

また、ふるさと納税推進事業につきましては、制度の趣旨に沿いながら、地域経済の活

性化及び健全な財政基盤の確保に寄与するよう、より一層の推進を図ってまいります。広域行政の推進につきましては、定住自立圏域内の連携をさらに深めながら、社会情勢の変化や多様化している広域ニーズに対応できるよう、第2次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンの具体的な取組の実現に努めてまいります。

以上、私の令和2年度の町政に臨む所信を申し上げます。

少子高齢化による人口減少や公共施設の老朽化など、引き続き粘り強く取り組むべき多くの課題を抱え、厳しい町政運営が続くものと考えております。多度津町の将来像「ひと・くらし・歴史が共生するまち たどつ」を目指し、多度津町の特色を活かしつつ、町民の皆様の幸せの向上のために、私をはじめ全職員が職務に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、令和2年度施政方針についてを終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、10時25分に再開したいと思います。よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時25分

議長（村井 勉）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5.議案第1号、多度津町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

失礼します。議案第1号、多度津町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

この条例は、自転車等の放置の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、自転車等の放置を防止し、町民の交通安全と円滑な生活環境を確保することを目的として整備するものでございます。

条例の内容といたしまして、第1条は、本条例制定の目的について規定するものです。第2条は、本条例の用語の定義を規定しております。第3条は、本条例の施策の実施に努めるための行政の、第4条は所有者の、第5条は鉄道事業者の、第6条は施設設置者等の、第7条は自転車等の販売業者の、それぞれの責務を規定するものでございます。

第8条は、公共の場所等で自転車等の放置の禁止を規定するものです。第9条は、公共の場所等に放置された自転車等の調査について規定するものです。第10条は、放置された自転車等に対する措置について規定するものです。第11条は、放置された自転車等に対する緊急措置について規定するものです。第12条は、本条例により保管した自転車等の措置について規定するものです。第13条は、本条例の規定により移送等に要した費用の徴収について規定するものです。第14条は、適用上の注意について規定するものです。第15条は、委任事項について規定するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年10月1日から施行しようとするものでございます。以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6.議案第2号、多度津町新健やか子ども基金条例の制定についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長 富木田君。

健康福祉課長（富木田 笑子）

おはようございます。

議案第2号、多度津町新健やか子ども基金条例の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、平成26年度から平成31年度の間、香川県から交付を受けている「かがわ健やか子ども基金」について、令和2年度から3年間継続されることとなったため、新たに基金の設置条例を制定し、少子化対策、母子保健及び子育て支援事業を実施しようとするものでございます。

条例の内容につきましては、第1条で基金の設置の目的を、第2条で基金の額を、第3条で基金の管理を、第4条で運用益の処理方法を、第5条で基金の処分を定めようとするものでございます。

また、第6条では、委任に関することを定めようとするものでございます。

附則といたしまして、第1項でこの条例は、令和2年4月1日より適用しようとするものとし、第2項でこの条例は令和5年3月31日限り、その効力を失い、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上し、香川県に納付しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号について提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 3 号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

議案第 3 号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

情報通信技術を活用した、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を目的として施行されました「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆるデジタル手続法でございますが、これにより、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」について、題名の変更及び新規の条追加等の一部改正が行われました。

これに伴いまして、「多度津町固定資産評価審査委員会条例」の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。第 6 条第 2 項につきまして、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めております。

これは、引用する法律であります「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名の変更によるものでございます。

さらに、同項中の「第 10 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 3 号において」を「以下」に、引用する法律の略称であります「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改めております。

これについては、字句の整備及び引用する法律の題名の変更によるものでございます。

また、同項中「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改めております。

これは、引用する法律が新規の条追加により条ずれしたことによるものでございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。第 10 条第 1 項第 2 号につきまして、引用する法律の略称であります「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改めております。

これにつきましても、引用する法律の題名の変更によるものでございます。

また、同項中の「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改めております。

これにつきましても、引用する法律が新規の条追加により条ずれしたことによるものでございます。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものでございます。

以上、議案第 3 号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 4 号、多度津町道路占用条例の一部改正について、議案第 5 号、多度津町営住宅条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

それでは議案第 4 号、多度津町道路占用条例の一部改正及び議案第 5 号、多度津町営住宅条例の一部改正について、一括して提案説明を申し上げます。

はじめに、議案第 4 号、多度津町道路占用条例の一部改正については、道路法施行令の一部改正が行われたことに伴う、多度津町道路占用条例の占用料金表の改正、また、道路占用工事承認の申請時に町道の掘削を伴う路面復旧負担金について改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。占用料金表の改定につきましては、道路法施行令で規定されております各種占用物の占用料金について見直しが行われたことに伴い、多度津町道路占用条例においても改正後の内容に則した料金表に改正するものでございます。

また、路面復旧負担金につきましては、路面復旧負担金の徴収について近隣の市町と同様の取り扱いに改めるものでございます。路面復旧の方法といたしましては、原則、原状復旧で仮復旧から3ヶ月以上の期間をおき本復旧を行い、その後2年間の期間に路面等に損傷が生じた場合には占用者において手直しを実施させるものといたします。

それでは、新旧対照表により説明いたします。

1ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が改正部分でございます。第5条は工事の施行に伴う復旧並びに料金の徴収について、下線部の文言を削除するものでございます。

1ページ下段より7ページをご覧ください。別表第1、占用料金表に定める金額を下線部のとおり改めるものでございます。また、7ページ下段の別表第2を削除するものでございます。

8ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとします。

続きまして、議案第5号、多度津町営住宅条例の一部改正について説明を申し上げます。

本条例の一部改正については、民法の一部改正が行われたことに伴う、多度津町営住宅

条例の所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、民法で規定しております債権者関係の見直しが行われたことによる、入居者の資格及び入居手続等を改正するもので、併せて本条例の字句等の定義を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

1ページ下段より2ページをご覧ください。第2条は用語の定義を下線部のとおり改めるものでございます。

3ページをご覧ください。第4条は入居者の公募等の方法を下線部のとおり改めるものでございます。

4ページ下段から9ページをご覧ください。第6条は入居者の資格を下線部のとおり改め、「多度津町内に住所又は勤務場所を有する者であること。」を入居の条件から削除するものでございます。

10ページ下段より11ページをご覧ください。第10条第3項は「20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、老人」を「母子世帯、高齢者世帯」に改めるものでございます。また、第12条の入居の手続きについては、「次の各号に掲げる手続き」を「第20条の規定により敷金を納付し、規則で定める手続」に改めるものでございます。

12ページ中段より13ページをご覧ください。第15条の家賃の決定については、家賃の決定を下線部のとおり改め、第4項を追加するものでございます。

14ページをご覧ください。第16条の収入の申告等については、下線部のとおり改め、第2項に「前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。」を追加するものでございます。また、第17条は家賃の減免又は徴収猶予に関する規定を追加するものでございます。

15ページ下段より16ページをご覧ください。第19条は未納家賃の督促等に関する規定を追加するものでございます。また、第20条の敷金については下線部のとおり改め、第3項を追加するものでございます。

17ページをご覧ください。第22条の修繕費用の負担については、下線部のとおり改めるものでございます。

25ページ下段より26ページをご覧ください。第39条は町営住宅等の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例に関する規定を追加するものでございます。

28ページより32ページをご覧ください。第42条から第51条については、駐車場の管理に関する規定を追加するものでございます。

33ページをご覧ください。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしています。

以上簡単ではございますが、議案第4号、多度津町道路占用条例の一部改正及び議案第5号、多度津町営住宅条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 6 号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

議案第 6 号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして提案説明を申し上げます。

1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 99 億 7,790 万円から、歳入歳出それぞれ 2 億 9,190 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 8,600 万円とするものでございます。第 2 条は、繰越明許費で、地方自治法第 213 条第 1 項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものでございます。

6 ページをお開き下さい。「第 2 表 繰越明許費」に記載してありますように、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、職員駐車場整備事業、7,080 万円、庁舎建設等整備事業、6,047 万円、款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、ため池ハザードマップ作成事業、1,408 万円、地籍調査事業、1,464 万円、款 8. 土木費、項 1. 土木管理費、旧多度津駅人道跨線橋撤去事業、1,000 万円、項 2. 道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業、627 万円、項 6. 都市計画費、都市計画図修正等事業、1,542 万円、都市再生整備計画事業、3 億 1,988 万円、款 10. 教育費、項 2. 小学校費、多度津小学校舎及び附帯設備改修事業、2,446 万 7 千円、豊原小学校舎及び附帯設備改修事業、6,974 万円、四箇小学校舎及び附帯設備改修事業、7,205 万円、項 4. 幼稚園費、四箇幼稚園舎及び附帯設備改修事業、2,700 万 5 千円につきまして、それぞれ翌年度へ繰越を行うものでございます。第 3 条は、債務負担行為の変更、廃止で、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

7 ページをお開き下さい。「第 3 表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、上限額につきまして、多度津町児童館指定管理料を 9,310 万円に、多度津町いこいの家指定管理料を 120 万円に、多度津町立資料館指定管理料を 3,170 万円に、多度津町民会館指定管理料を 7,090 万円に、多度津町総合スポーツセンター指定管理料を 4,780 万円に、多度津町立水泳プール指定管理料を 9,430 万円にそれぞれ変更するものでございます。また、新庁舎建設施工監理業務委託料および工事費、ホール棟建設施工監理業務委託料および工事費につきまして、それぞれ廃止するものでございます。第 4 条は、地方債の補正です。

8 ページをお開き下さい。「第 4 表 地方債の補正」に記載してありますように、社会

福祉施設整備事業を 380 万円に、墓地整備事業を 270 万円に、道路整備事業を 1 億 1,810 万円に、河川整備事業を 6,010 万円に、港湾整備事業を 2,630 万円に、都市計画事業を 1 億 950 万円に、消防施設整備事業を 4,870 万円に、教育施設整備事業を 1 億 4,870 万円に、社会教育施設整備事業を 1,240 万円に、保健体育施設整備事業を 580 万円に、漁業施設整備事業を 970 万円に、総務事業を 5,310 万円に、庁舎整備事業を 6,690 万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正は、農林水産業費、教育費、減額補正の主なものは、総務費、土木費などとなっております。歳入におけます増額補正の主なものは、町税、国庫支出金、寄附金など。減額補正の主なものは、県支出金、繰入金、町債などとなっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により説明申し上げます。

42 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 142 万 9 千円の減額補正により 1 億 1,356 万 2 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の減額でございます。

44 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 2 億 2,603 万 3 千円の減額補正により、14 億 8,167 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 2 億 1,144 万 5 千円の減額で、内訳としては、目 1. 一般管理費、215 万 3 千円の増額、目 5. 財産管理費、2,460 万 9 千円の減額。46 ページをお開き下さい。目 6. 企画費、35 万円の増額、目 8. 出張所費、5 千円の減額、目 12. 行政施策費、1,970 万 6 千円の増額、目 14. 庁舎建設費、2 億 904 万円の減額でございます。

48 ページをお開き下さい。項 2. 徴税費は 1 万 1 千円の増額で、目 1. 税務総務費の増額でございます。項 3. 戸籍住民基本台帳費は 51 万 4 千円の増額で、目 1. 戸籍住民基本台帳費の増額でございます。項 4. 選挙費は 1,502 万 8 千円の減額で、目 3. 選挙費の減額でございます。項 6. 監査委員費は 8 万 5 千円の減額で、目 1. 監査委員費の減額でございます。

52 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 333 万 7 千円の減額補正により、29 億 5,630 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 530 万 5 千円の減額で、内訳としては、目 1. 社会福祉総務費、1,431 万 2 千円の減額、目 2. 国民年金費、1 万 4 千円の増額、目 3. 老人福祉費、1,373 万 7 千円の増額、目 4. 総合福祉センター費、40 万円の減額。

54 ページをお開き下さい。目 6. 社会福祉施設事業費、494 万 7 千円の減額、目 7. 障害者福祉費、60 万 3 千円の増額でございます。項 2. 児童福祉費は 296 万 8 千円の増額で、内訳としては、目 1. 児童福祉費、29 万 8 千円の減額、56 ページをお開き下さい。目 2. 児童保育費、721 万 9 千円の増額、目 3. 母子福祉費、10 万円の減額、目 5. 乳幼児福祉費、385 万 3 千円の減額でございます。項 3. 災害救助費は 100 万円の減額で、目 1. 災害救助費の減額でございます。

58 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 1,834 万 5 千円の減額補正により、7 億

177万8千円に改めるものでございます。項1. 保健衛生費は939万9千円の減額で、内訳としては、目1. 保健衛生総務費、251万8千円の減額、目2. 予防費、651万1千円の減額、目3. 環境衛生費、5千円の減額、60ページをお開き下さい。目4. 火葬場費、30万8千円の減額、目5. 環境保全費、5万7千円の減額でございます。項2. 清掃費としては894万6千円の減額で、内訳としては、目1. 清掃総務費、50万円の減額、目2. し尿処理費、111万円の減額、目3. じん芥処理費、733万6千円の減額でございます。

62ページをお開き下さい。款6. 農林水産業費は1,107万2千円の増額補正により、3億377万8千円に改めるもので、項1. 農業費の増額でございます。内訳としては、目1. 農業委員会費、4千円の減額、目2. 農業総務費、1万4千円の減額、目3. 農業振興費、355万円の減額、目5. 地籍調査費、1,464万円の増額でございます。

64ページをお開き下さい。款7. 商工費は36万8千円の減額補正により、1億3,367万4千円に改めるもので、項1. 商工費の減額でございます。内訳としては、目1. 商工総務費、10万円の減額、目3. 観光費、26万8千円の減額でございます。

66ページをお開き下さい。款8. 土木費は1億9,119万2千円の減額補正により、14億9,163万9千円に改めるものでございます。項1. 土木管理費は2,945万3千円の減額で、目1. 土木総務費の減額でございます。項2. 道路橋梁費は767万3千円の減額で、目3. 道路新設改良舗装費の減額でございます。項3. 河川費は1,110万円の減額で、目3. 施設管理費の減額でございます。

68ページをお開き下さい。項5. 住宅費は17万3千円の減額で、目1. 住宅管理費の減額でございます。項6. 都市計画費は1億4,279万3千円の減額で、内訳としては、目1. 都市計画管理費、467万3千円の減額、目4. 公園事業費、80万円の減額、目5. 都市再生整備事業費、1億3,732万円の減額でございます。

70ページをお開き下さい。款9. 消防費は2,504万9千円の減額補正により、3億8,326万4千円に改めるもので、項1. 消防費の減額でございます。内訳としては、目1. 常備消防費、410万4千円の減額、目2. 非常備消防費、308万9千円の減額、

72ページをお開き下さい。目3. 消防施設費、886万6千円の減額、目4. 防災費、899万円の減額でございます。

74ページをお開き下さい。款10. 教育費は1億6,278万1千円の増額補正により、11億268万円に改めるものでございます。項1. 教育総務費は1,491万円の減額で目2. 事務局費の減額でございます。項2. 小学校費は1億6,440万5千円の増額で、内訳としては、目1. 学校管理費、164万3千円の減額、目2. 教育振興費、20万9千円の減額、目3. 学校建設費、1億6,625万7千円の増額でございます。

76ページをお開き下さい。項3. 中学校費は6万3千円の増額で、内訳としては、目1. 学校管理費、14万3千円の増額、目2. 教育振興費、8万円の減額でございます。項4. 幼稚園費は2,400万3千円の増額で、目1. 幼稚園費の増額でございます。項5. 社会

教育費は 466 万 9 千円の減額で、目 1. 社会教育総務費の減額でございます。

78 ページをお開き下さい。項 6. 保健体育費は 611 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 保健体育総務費、9 万 2 千円の減額、目 2. 学校給食共同調理場費、258 万 6 千円の減額、目 3. 体育施設費、343 万 3 千円の減額でございます。

80 ページをお開き下さい。款 12. 公債費は予算の組替でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。14 ページをお開き下さい。款 1. 町税は 7,000 万円の増額補正により、29 億 8,923 万円に改めるもので、項 1. 町民税、目 2. 法人の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 2. 地方譲与税は 500 万円の増額補正により、6,194 万 6 千円に改めるもので、項 2. 自動車重量譲与税、目 1. 自動車重量譲与税の増額でございます。

18 ページをお開き下さい。款 6. 交通安全対策特別交付金は 100 万円の減額補正により、300 万円に改めるもので、項 1. 交通安全対策特別交付金、目 1. 交通安全対策特別交付金の減額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 7. 分担金及び負担金は 383 万円の増額補正により、8,023 万 5 千円に改めるもので、項 2. 負担金、目 2. 民生費負担金の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 8. 使用料及び手数料は 39 万 3 千円の増額補正により、1 億 5,712 万 8 千円に改めるもので、項 1. 使用料の増額でございます。内訳としましては、目 1. 民生費使用料、20 万円の減額、目 7. 総務費使用料、59 万 3 千円の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 9. 国庫支出金は 8,263 万 9 千円の増額補正により、11 億 6,628 万 9 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 1,931 万 6 千円の増額で、内訳としては、目 1. 民生費国庫負担金、1,199 万 6 千円の増額、目 3. 農林水産業費国庫負担金、732 万円の増額でございます。項 2. 国庫補助金は 6,332 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 総務費国庫補助金、91 万 4 千円の増額、目 3. 民生費国庫補助金、159 万 1 千円の減額、目 4. 土木費国庫補助金、1,311 万 7 千円の増額、目 6. 教育費国庫補助金、5,198 万円の増額、目 7. 衛生費国庫補助金、109 万 7 千円の減額でございます。

26 ページをお開き下さい。款 10. 県支出金は 2,134 万 3 千円の減額補正により、6 億 5,835 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は 721 万 1 千円の増額で、内訳としては、目 1. 民生費県負担金、355 万 1 千円の増額、目 3. 農林水産業費県負担金、366 万円の増額でございます。項 2. 県補助金は 1,352 万 2 千円の減額で、内訳としては、目 1. 総務費県補助金、42 万円の減額、目 2. 民生費県補助金、615 万 8 千円の減額、目 3. 衛生費県補助金、1 万 9 千円の増額、目 4. 農林水産業費県補助金、355 万円の減額、目 6. 土木費県補助金、141 万 3 千円の減額、目 7. 消防費県補助金、

200 万円の減額でございます。項 3. 県委託金は 1,503 万 2 千円の減額で、目 1. 総務費県委託金の減額でございます。

28 ページをお開き下さい。款 11. 財産収入は 29 万 4 千円の減額補正により、1,368 万 9 千円に改めるもので、項 1. 財産運用収入、目 2. 利子及び配当金の減額でございます。

30 ページをお開き下さい。款 12. 寄附金は 2,363 万円の増額補正により、2 億 1,687 万 6 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額でございます。

32 ページをお開き下さい。款 13. 繰入金は 1 億 5,736 万 7 千円の減額補正により、6 億 3,930 万 6 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金の減額でございます。内訳としては、目 2. 財政調整基金繰入金、1 億 5,485 万 1 千円の減額、目 8. 奨学基金繰入金、251 万 6 千円の減額でございます。

34 ページをお開き下さい。款 15. 諸収入は 261 万 2 千円の増額補正により、2 億 3,861 万 6 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額でございます。

36 ページをお開き下さい。款 16. 町債は 2 億 8,600 万円の減額補正により、10 億 2,345 万 8 千円に改めるもので、項 1. 町債の減額でございます。内訳としましては、目 1. 民生債、170 万円の減額、目 2. 衛生債、70 万円の増額、目 3. 土木債、1 億 8,340 万円の減額、目 4. 消防債、240 万円の減額、目 5. 教育債、1 億 2,390 万円の増額、目 6. 農林水産業債、170 万円の減額、目 8. 総務債、2 億 2,140 万円の減額でございます。

38 ページをお開き下さい。款 18. 地方消費税交付金は 1,000 万円の減額補正により、4 億 2,000 万円に改めるもので、項 1. 地方消費税交付金、目 1. 地方消費税交付金の減額でございます。

40 ページをお開き下さい。款 21. 株式等譲渡所得割交付金は 400 万円の減額補正により、900 万円に改めるもので、項 1. 株式等譲渡所得割交付金、目 1. 株式等譲渡所得割交付金の減額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 99 億 7,790 万円から、2 億 9,190 万円を減額し、96 億 8,600 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 10. 議案第 7 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）、議案第 8 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第 7 号及び議案第 8 号を一括して提案説明を申し上げます。まず、議案第 7 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についてでございます。国 1 ページをお願いします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 27 億 8,400 万円に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,940 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 1,340 万円に改めようとするものでございます。この度の補正の内、歳出における増額の主なものは、総務費・基金積立金、減額の主なものは直診会計への繰出金でございます。

一方、歳入における増額の主なものは、国庫支出金・繰越金、減額の主なものは繰入金でございます。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

国 12 ページをお願いします。款 1. 総務費は 139 万 8 千円増額し、4,766 万 2 千円とするものでございます。中讃広域事務組合への負担金の増額、人件費の増額等により項 1. 総務管理費を 139 万 8 千円増額するものです。款 7. 項 1. 基金積立金は、被保険者数の減少による税収不足に備えるため、1 億 3,150 万 2 千円増額し、1 億 3,150 万 3 千円とするものでございます。款 9. 諸支出金は 350 万円減額し、1,730 万 2 千円とするものでございます。項 2. 繰出金は直診会計への繰出金を 350 万円減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。国 10 ページをお願いします。款 2. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金は 105 万 8 千円増額し、105 万 9 千円とするものでございます。内訳としまして、目 12. 国保制度関係業務事業費補助金 10 万 7 千円の増額。目 13. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 95 万 1 千円の増額でございます。款 6. 繰入金、項 1. 他会計繰入金は 760 万円を減額し、2 億 3,182 万 4 千円とするものでございます。内訳としまして、目 1. 一般会計繰入金 660 万円の減額、目 4. 財政安定化事業繰入金 100 万円の減額でございます。款 7. 項 1. 繰越金は 1 億 3,562 万 3 千円増額し、1 億 8,652 万 5 千円とするものでございます。前年度繰越金のうち、予算化していなかったものを予算化するものです。款 8. 諸収入は 31 万 9 千円増額し、814 万 3 千円とするものでございます。項 5. 雑入は、平成 30 年度国民健康保険事業費納付金精算分還付金等として、31 万 9 千円増額するものでございます。

以上により歳入歳出それぞれ 1 億 2,940 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 1,340 万円とするものでございます。次に、議案第 8 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）についてでございます。直 1 ページをお願いします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算 3,030 万円について、総額変更はございませんが、内訳変更がございますので、ご説明申し上げます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

直 12 ページをお願いします。款 1. 総務費、項 1. 施設管理費、目 1. 一般管理費は、通信運搬費 3 万 3 千円の増額、消耗品費 3 万 3 千円の減額により、総額に変更はございません。

次に、歳入についてご説明いたします。直 10 ページをお願いします。款 1. 診療収入、項 1. 外来収入は、これまでの診療状況により、293 万 3 千円を減額し、976 万 5 千円とするものでございます。内訳としまして、目 1. 国民健康保険診療収入、140 万円の減額、目 2. 社会保険診療収入、20 万円の減額、目 4. 一部負担金、63 万 3 千円の減額、目 5. その他の収入、70 万円の減額でございます。款 2. 使用料及び手数料、項 1. 手数料は、診断書等手数料をこれまでの診療状況により、9 万円減額し、1 万円とするものでございます。款 3. 繰入金、項 1. 他会計繰入金は 350 万円減額し、1,360 万円とするものでございます。款 4. 項 1. 繰越金は 652 万 3 千円増額し、692 万 4 千円とするものでございます。前年度繰越金のうち、予算化していなかったものを予算化するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 7 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）及び議案第 8 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 11. 議案第 9 号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 4 号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

それでは議案第 9 号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 4 号）について提案説明を申し上げます。

下 1 ページをお開き下さい。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 11 億 2,040 万円に歳入歳出それぞれ 560 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11 億 1,480 万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費及び下水道費の減額補正でございます。一方、歳入は使用料及び手数料、繰入金の減額補正、繰越金、諸収入及び町債の増額補正でございます。

次に、第 2 条、繰越明許費につきましては、下 4 ページをお開き下さい。第 2 表、繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、款 2. 下水道費 3,830 万円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に、第 3 条、地方債の補正につきましては、下 5 ページをお開き下さい。第 3 表、地方債の補正につきましては、限度額を 3 億 2,970 万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下 14 ページをお開き下さい。歳出といたしましては、款 1. 総務費を 48 万 2 千円減額

補正し、2億98万8千円に改めるもので、これは項2.業務管理費の主に燃料費及び委託料の減額補正によるものでございます。款2.下水道費を511万8千円減額補正し、2億6,168万5千円に改めるもので、これは項1.下水道費の主に取付管工事の工事費の減額補正によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。款2.使用料及び手数料を1,180万円減額補正し、2億2,080万2千円に改めるもので、これは項1.使用料の減額によるものでございます。款5.繰入金を2,741万9千円減額補正し、4億7,243万2千円に改めるもので、これは項1.他会計繰入金の減額によるものでございます。款6.繰越金を6万5千円増額補正し、6万6千円に改めるものでございます。款7.諸収入を2,065万4千円増額補正し、2,066万1千円に改めるもので、これは項2.雑入の増額によるものでございます。款8.町債を1,290万円増額補正し、3億2,970万円に改めるもので、これは項1.町債の増額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額11億2,040万円に560万円を減額し、11億1,480万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第9号令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第4号)の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12.議案第10号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第3号)、議案第11号、令和元年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)を提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長(多田羅 勝弘)

議案第10号及び議案第11号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第10号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第3号)についてでございます。

介1ページをお願いします。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額24億9,030万円から、歳入歳出それぞれ1,820万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億7,210万円に改めようとするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは、基金積立金、減額の主なものは、総務費・保険給付費でございます。一方、歳入における増額の主なものは、県支出金・繰入金、減額の主なものは、介護保険料・支払基金交付金でございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

介 14 ページをお願いします。款 1. 総務費は 346 万 4 千円減額し、6,715 万円とするもので、項 1. 総務管理費は、人件費 346 万 4 千円の減額です。款 2. 保険給付費は 1,821 万 8 千円減額し、21 億 1,841 万 4 千円とするもので、項 1. 介護サービス等諸費 1,873 万 1 千円の減額。内訳としまして、目 1. 居宅介護サービス給付費 1,000 万円の減額、目 3. 地域密着型介護サービス給付費 101 万 7 千円の増額、目 5. 施設介護サービス給付費 1,000 万円の減額。

介 16 ページをお願いします。目 7. 居宅介護福祉用具購入費 25 万 2 千円の増額でございます。項 2. 介護予防サービス等諸費は 20 万 9 千円の増額で内訳としまして、目 1. 介護予防サービス給付費 17 万 5 千円の増額。

介 18 ページをお願いします。目 7. 介護予防サービス計画給付費 3 万 4 千円の増額でございます。項 3. その他諸費 2 万 3 千円の増額。

介 20 ページをお願いします。項 4. 高額介護サービス等費 128 万 1 千円の増額、項 5. 高額医療合算介護サービス等費 100 万円の減額でございます。

介 22 ページをお願いします。款 4. 項 1. 保健福祉事業費は 100 万円を減額し、500 万円にするものでございます。款 5. 地域支援事業費は 9 万円増額し、1 億 4,388 万 2 千円にするもので、内訳としまして項 1. 介護予防・日常生活支援総合事業費 100 万円の減額、項 2. 包括的支援事業・任意事業費 109 万円の増額でございます。

介 24 ページをお願いします。款 6. 項 1. 基金積立金は 439 万 2 千円増額し、5,261 万 6 千円にするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。介 10 ページをお願いします。款 1. 項 1. 介護保険料は 1,093 万 5 千円減額し、5 億 810 万円にするものでございます。款 3. 国庫支出金は 59 万 5 千円減額し、5 億 3,323 万 8 千円にするもので、内訳としまして、項 1. 国庫負担金 851 万 3 千円の増額、項 2. 国庫補助金 910 万 8 千円の減額でございます。款 4. 項 1. 支払基金交付金は 2,159 万 7 千円減額し、5 億 8,302 万 5 千円とするもので、内訳として、目 1. 介護給付費交付金 1,836 万 1 千円の減額、目 2. 地域支援事業支援交付金 323 万 6 千円の減額でございます。款 5. 県支出金は 568 万 7 千円増額し、3 億 4,739 万 7 千円とするもので、内訳としまして、項 1. 県費負担金 643 万 2 千円の増額、項 2. 県費補助金 74 万 5 千円の減額でございます。款 8. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金は 944 万円増額し、3 億 7,109 万 2 千円とするもので、内訳としまして、目 4. その他一般会計繰入金 346 万 4 千円減額、目 5. 低所得者保険料軽減繰入金 1,290 万 4 千円の増額でございます。款 10. 諸収入は 20 万円減額し、250 万 9 千円とするもので、項 3. 雑入は、配食サービス事業自己負担金の減額でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 1,820 万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 7,210 万円とするものでございます。

次に、議案第 11 号、令和元年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）について、提案説明を申し上げます。

後 1 ページをお願いします。はじめに、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算」の名称を「令和元年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算」とし、元号による年表示についても、「令和」に読み替えるものといたします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 4,400 万円に歳入歳出それぞれ 1,140 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,540 万円とするものでございます。この度の補正の内、歳出における増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金、減額の主なものは、総務費でございます。一方、歳入における増額の主なものは、後期高齢者医療保険料・繰入金・繰越金でございます。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

後 12 ページをお願いします。款 1. 総務費は 8 万 8 千円減額し、356 万 9 千円とするもので、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の需用費を減額するものでございます。款 2. 項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金は、香川県後期高齢者医療広域連合の令和元年度保険料収入の増額補正等により、町の保険料負担分、事務費負担分を 1,148 万 8 千円増額し、3 億 5,086 万 1 千円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。後 10 ページをお願いします。款 1. 項 1. 後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合の補正予算に合わせて 450 万円増額し、2 億 6,560 万円とするものでございます。款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金は、後期高齢者医療広域連合納付金の事務費負担分の増額補正等に合わせて、481 万円増額し、8,665 万 8 千円とするもので、内訳としまして、目 1. 事務費繰入金 459 万 1 千円の増額、目 2. 保険基盤安定繰入金 21 万 9 千円の増額でございます。款 4. 諸収入は 3 千円増額し、103 万 4 千円とするものでございます。項 5. 雑入 3 千円の増額です。款 6. 項 1. 繰越金は、前年度繰越金のうち、予算化していなかったものを予算化するもので、208 万 7 千円増額し、208 万 8 千円とするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 1,140 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,540 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 10 号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）及び議案第 11 号、令和元年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 13. 議案第 12 号、令和 2 年度多度津町一般会計予算を議題といたします。

新年度予算につきましては、冊子もございますので、見やすい方をご覧下さい。

それでは、タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

議案第12号、令和2年度多度津町一般会計予算につきまして、提案説明を申し上げます。

3ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、96億6,500万円とするものでございます。第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。11ページをお開き下さい。「第2表 債務負担行為」に記載してありますように、多度津町土地開発公社に対する債務保証、新庁舎建設施工監理業務委託料、CM業務委託料および工事費、ホール棟建設施工監理業務委託料、CM業務委託料および工事費、について、それぞれの期間において債務負担行為を行うものでございます。再度、3ページをお戻り下さい。第3条は、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還方法を定めるものでございます。12ページをお開き下さい。「第3表 地方債」に、令和2年度に起こす地方債を記載しております。再度、3ページにお戻り下さい。第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の、借入の最高額を20億円と定めるものでございます。また、第5条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。それでは、「一般会計予算書」並びに同予算書末尾にあります「一般会計予算資料」により説明を申し上げます。371ページをお開き下さい。来年度の予算総額は、96億6,500万円、本年度当初予算総額、95億3,400万円に比べ、1億3,100万円の増額、率では1.4%の増となりました。続いて372ページをお開き下さい。まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。1位は町税で、29億4,539万5千円、構成比は30.5%、前年度に比べ、0.9%の増。2位は地方交付税で、17億6,000万円、構成比は18.2%、前年度に比べ、0.6%の増。3位は町債で、14億300万円、構成比は14.5%、前年度に比べ、9.4%の増。4位は国庫支出金で、9億7,355万円、構成比は10.1%、前年度に比べ、10.6%の減。5位は県支出金で、6億9,555万5千円、構成比は7.2%、前年度に比べ、3.6%の増。以上が上位5位までの歳入科目の構成でございます。

それでは、20ページをお開き下さい。歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。款1.町税は前年度より2,616万5千円の増額、29億4,539万5千円を計上しました。項1.町民税は11億9,122万円、22ページをお開き下さい。項2.固定資産税は14億5,497万5千円、項3.軽自動車税は8,020万円、項4.たばこ税は1億5,500万円、項8.都市計画税は6,400万円を計上しました。26ページをお開き下さい。款2.地方譲与税は前年度より445万7千円の増額、6,140万3千円を計上しました。項1.地方揮発油譲与税は1,500万円、項2.自動車重量譲与税は4,400万円、項4.特別とん譲与税は50万円、項5.森林環境譲与税は190万3千円を計上しました。28ページをお開き下さい。款3.環境性能割交付金は前年度より500万円の増額、800万円を計上しました。30ページをお開き下さ

い。款4. 地方交付税は、前年度より1,000万円の増額、17億6,000万円を計上しました。32ページをお開き下さい。款5. 交通安全対策特別交付金は前年度と同額、400万円を計上しました。34ページをお開き下さい。款6. 分担金及び負担金は前年度より2,407万円の減額、5,233万5千円を計上しました。項1. 分担金は198万円、項2. 負担金は5,035万5千円を計上しました。36ページをお開き下さい。款7. 使用料及び手数料は前年度より383万7千円の減額、1億5,289万8千円を計上しました。項1. 使用料は7,362万円、項2. 手数料は7,927万8千円を計上しました。40ページをお開き下さい。款8. 国庫支出金は前年度より1億1,595万1千円の減額、9億7,355万円を計上しました。項1. 国庫負担金は7億9,888万1千円、項2. 国庫補助金は1億6,916万9千円、42ページをお開き下さい。項3. 国庫委託金は550万円を計上しました。44ページをお開き下さい。款9. 県支出金は前年度より2,392万5千円の増額、6億9,555万5千円を計上しました。項1. 県負担金は4億3,749万8千円、項2. 県補助金は2億693万円、48ページをお開き下さい。項3. 県委託金は5,112万7千円を計上しました。50ページをお開き下さい。款10. 財産収入は前年度より55万6千円の減額、1,141万2千円を計上しました。項1. 財産運用収入は1,141万円、項2. 財産売払収入は存目のみを計上しました。52ページをお開き下さい。款11. 寄附金は前年度より7,600万円の増額、2億5,000万1千円を計上しました。54ページをお開き下さい。款12. 繰入金は前年度より4,095万3千円の減額、5億3,224万2千円を計上しました。項1. 繰入金は存目のみ、項2. 基金繰入金は5億3,224万円を計上しました。56ページをお開き下さい。款13. 繰越金は存目のみの計上でございます。58ページをお開き下さい。款14. 諸収入は前年度より1,168万円の減額、2億3,420万8千円を計上しました。項1. 延滞金加算金及び過料は500万円、項2. 預金利子は2万円、項3. 貸付金元利収入は5,000万1千円、項4. 雑入は1億7,918万7千円を計上しました。62ページをお開き下さい。款15. 町債は前年度より1億2,110万円の増額、14億300万円を計上しました。64ページをお開き下さい。款16. 利子割交付金は前年度より60万円の減額、400万円を計上しました。66ページをお開き下さい。款17. 地方消費税交付金は前年度より8,000万円の増額、5億1,000万円を計上しました。68ページをお開き下さい。款18. 地方特例交付金は前年度より2,600万円の減額、1,800万円を計上しました。70ページをお開き下さい。款19. 配当割交付金は前年度より100万円の減額、1,500万円を計上しました。72ページをお開き下さい。款20. 株式等譲渡所得割交付金は前年度より400万円の減額、900万円を計上しました。74ページをお開き下さい。款21. 法人事業税交付金を新設し、2,500万円を計上しました。以上が、令和2年度歳入予算でございます。続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。378ページをお開き下さい。性質別分類により、説明を申し上げます。義務的経費の合計は43億5,720万2千円で、そのうち人件費は17億1,758万2千円。扶助費は16億5,583万6千円。公債費は9億8,378万4千円となりました。次に、投資的経費は15億4,523万8千円となりました。その他経費の合計は37億6,256万円、そのうち物件費は14億5,737万2千円。補助費等は12億2,199万1千円。繰出金は8億9,697万5千円とな

りました。以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。それでは、78ページをお開き下さい。歳出予算について、事項別明細書により、説明を申し上げます。款1. 議会費は前年度より13万9千円の減額、1億1,392万1千円を計上し、構成比は1.2%となりました。82ページをお開き下さい。款2. 総務費は前年度より1億4,609万1千円の増額、18億1,172万3千円を計上し、構成比は18.7%となりました。項1. 総務管理費は15億5,688万1千円、98ページをお開き下さい。項2. 徴税費は1億4,976万3千円、102ページをお開き下さい。項3. 戸籍住民基本台帳費は6,960万7千円、104ページをお開き下さい。項4. 選挙費は466万円、項5. 統計調査費は2,201万7千円、106ページをお開き下さい。項6. 監査委員費は879万5千円を計上しました。108ページをお開き下さい。款3. 民生費は前年度より8,719万9千円の増額、29億8,186万1千円を計上し、構成比は30.9%となりました。項1. 社会福祉費は16億8,778万4千円、120ページをお開き下さい。項2. 児童福祉費は12億9,257万7千円、124ページをお開き下さい。項3. 災害救助費は150万円を計上しました。126ページをお開き下さい。款4. 衛生費は前年度より889万円の増額、7億3,851万7千円を計上し、構成比は7.6%となりました。項1. 保健衛生費は2億8,719万6千円、134ページをお開き下さい。項2. 清掃費は4億452万1千円、138ページをお開き下さい。項3. 上水道費は4,680万円を計上しました。140ページをお開き下さい。款5. 労働費は前年度より1万8千円の増額、1,894万6千円を計上し、構成比は0.2%となりました。142ページをお開き下さい。款6. 農林水産業費は前年度より4,993万6千円の増額、3億24万6千円を計上し、構成比は3.1%となりました。項1. 農業費は2億3,765万2千円、150ページをお開き下さい。項2. 林業費は20万4千円、項3. 水産業費は6,239万円を計上いたしました。154ページをお開き下さい。款7. 商工費は前年度より1,189万3千円の増額、1億4,133万7千円を計上し、構成比は1.5%となりました。158ページをお開き下さい。款8. 土木費は前年度より2億3,236万2千円の減額、11億6,460万円を計上し、構成比は12.0%となりました。項1. 土木管理費は3億4,971万6千円、項2. 道路橋梁費は2億3,932万4千円、160ページをお開き下さい。項3. 河川費は2億3,072万1千円、162ページをお開き下さい。項4. 港湾費は4,790万7千円、項5. 住宅費は5,806万4千円、164ページをお開き下さい。項6. 都市計画費は2億3,886万8千円を計上いたしました。170ページをお開き下さい。款9. 消防費は前年度より2,341万3千円の増額、4億4,195万4千円を計上し、構成比は4.6%となりました。180ページをお開き下さい。款10. 教育費は前年度より2,099万4千円の増額、9億3,810万8千円を計上し、構成比は9.7%となりました。項1. 教育総務費は2億1,260万2千円、184ページをお開き下さい。項2. 小学校費は1億2,979万9千円、186ページをお開き下さい。項3. 中学校費は5,518万9千円、190ページをお開き下さい。項4. 幼稚園費は1億1,832万4千円、192ページをお開き下さい。項5. 社会教育費は1億6,379万4千円、196ページをお開き下さい。項6. 保健体育費は2億5,840万円を計上いたしました。202ページをお開き下さい。款11. 災害復旧費は存目のみの計上でございます。204ページをお開き下さい。款12. 公債費は前年度より1,506万7千円の増

額、9億8,378万4千円を計上し、構成比は10.2%となりました。206ページをお開き下さい。款14. 予備費は前年度と同額の3,000万円の計上で、構成比は0.3%となりました。なお、その後のページの資料といたしまして、給与費明細書、債務負担行為に係る調書等を掲載しておりますが、これらの内、地方債の見込に関する調書について説明を申し上げます。215ページをお開き下さい。最下段、一番下の合計欄で申しますと、前々年度末、すなわち平成30年度末の現在高は124億9,516万2千円。そして、前年度末、令和元年度末の現在高見込額が123億6,477万5千円。それに当該年度中増減見込みの欄において、令和2年度起債見込額が17億5,890万円、元金の償還見込が9億3,404万4千円で、令和2年度末の現在高は131億8,963万1千円と見込んでおります。

以上、令和2年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ96億6,500万円を計上いたしております。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 14. 議案第 13 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第 14 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第 13 号及び議案第 14 号を一括して提案説明申し上げます。まず、議案第 13 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。予算書 223 ページをお願いします。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 26 億 6,700 万円とするものでございます。前年度に比べ 1,240 万円、0.5%の増額でございます。第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ最高額を 3 億円と定めるものでございます。第 3 条は、歳出予算の流用で地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。234 ページをお願いします。款 1. 国民健康保険税は、前年度より 2,444 万 5 千円減額の 4 億 2,125 万 5 千円の計上でございます。内訳としまして、項 1. 一般被保険者国民健康保険税は 2,150 万円減額の 4 億 2,100 万円、項 2. 退職被保険者等国民健康保険税は 294 万 5 千円減額の 25 万 5 千円でございます。款 2. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金及び款 3. 項 1. 療養給付費等交付金は、それぞれ存目 1 千円の計上でございます。款 4. 県支出金は前年度より 1,632 万 5 千円増額の 19 億 2,483 万 1 千円の計上でございます。内訳としまして、項 1. 県負担金、19 億 2,483 万円、項 3. 財政安定化基金支出金、存目 1 千円でございます。款 5. 財産収入、項 1. 財産運用収入は存目 1 千円の計上でございます。

236 ページをお願いします。款 6. 繰入金は前年度より 2,052 万円増額の 3 億 1,308 万 5 千円の計上でございます。項 1. 他会計繰入金は前年度より 1,385 万 1 千円減額の 2 億 2,871 万 4 千円で、内訳としまして、目 1. 一般会計繰入金 1 億 5,330 万円、目 2. 職員給与費等繰入金 4,761 万 4 千円、目 3. 出産育児一時金等繰入金 280 万円、目 4. 財政安定化事業繰入金 2,500 万円でございます。項 2. 基金繰入金は前年度より 3,437 万 1 千円増額の 8,437 万 1 千円の計上でございます。款 7. 項 1. 繰越金は存目 1 千円の計上でございます。款 8. 諸収入は前年度同額の 782 万 4 千円の計上で内訳としまして、項 1. 延滞金、加算金及び過料 500 万円、項 2. 保険税督促手数料 20 万円、項 3. 預金利子存目 1 千円、項 5. 雑入 262 万 3 千円でございます。款 9. 町債、項 2. 財政安定化基金貸付金は、存目 1 千円の計上でございます。

以上により、歳入合計 26 億 6,700 万円の計上でございます。次に、歳出についてご説明いたします。238 ページをお願いします。款 1. 総務費は前年度より 196 万 4 千円増額の 4,862 万 9 千円の計上でございます。項 1. 総務管理費は 3,597 万 4 千円で内訳としまして、目 1. 一般管理費 3,245 万 4 千円、目 2. 国民健康保険団体連合会負担金 352 万円でございます。項 2. 徴税費 1,185 万円、240 ページをお願いします。項 3. 運営協議会費 60 万 5 千円、項 4. 趣旨普及費 20 万円でございます。款 2. 保険給付費は前年度より 1,000 万円減額の 18 億 7,300 万 8 千円の計上でございます。項 1. 一般被保険者療養諸費は 16 億 1,500 万 2 千円で、内訳としまして、目 1. 一般被保険者療養給付費 16 億円、目 3. 一般被保険者療養費 1,500 万円、目 4. 一般被保険者移送費及び目 6. 一般被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目 1 千円、項 2. 退職被保険者療養諸費は 550 万 2 千円で内訳としまして、目 1. 退職被保険者療養給付費 500 万円、目 4. 退職被保険者療養費 50 万円、242 ページをお願いします。目 5. 退職被保険者移送費及び目 8. 退職被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目 1 千円でございます。項 3. 審査支払手数料は 600 万円、項 4. 一般被保険者高額療養費は 2 億 4,050 万円、項 5. 退職被保険者等高額療養費は 100 万 1 千円、項 6. 出産育児諸費は 420 万 3 千円、項 7. 葬祭諸費は 80 万円でございます。244 ページをお願いします。款 3. 国民健康保険事業費納付金は、前年度より 2,350 万円増額の 6 億 9,500 万円の計上でございます。内訳としまして、項 1. 医療給付費分 5 億 1,000 万円、項 2. 後期高齢者支援金等分 1 億 4,000 万円、項 3. 介護納付金分 4,500 万円でございます。款 4. 項 1. 共同事業拠出金は前年度同額の 1 万円の計上でございます。款 5. 項 1. 財政安定化基金拠出金は存目 1 千円の計上でございます。款 6. 保健事業費は前年度より 176 万 4 千円減額の 2,834 万 6 千円の計上でございます。内訳としまして、項 1. 特定健康診査等事業費 2,457 万 2 千円。246 ページをお願いします。項 2. 保健事業費 377 万 4 千円の計上でございます。款 7. 項 1. 基金積立金は存目 1 千円の計上でございます。款 8. 公債費は前年度同額の 2 千円の計上でございます。内訳としまして、項 1. 公債費及び項 3. 財政安定化基金償還金は、それぞれ存目 1 千円でございます。款 9. 諸支出金は、前年度より 130 万円減額の 2,200 万 2 千円の計上でご

ざいます。項 1. 償還金及び還付加算金 370 万 1 千円で内訳としまして、目 1. 一般被保険者保険税還付金 300 万円。248 ページをお願いします。目 2. 退職被保険者保険税還付金 70 万円、目 3. 償還金、存目 1 千円でございます。項 2. 繰出金は 1,830 万 1 千円で、内訳としまして、目 1. 直営診療所会計繰出金 1,830 万円、目 2. 一般会計繰出金存目 1 千円でございます。款 10. 項 1. 前年度繰上充用金は存目 1 千円の計上でございます。以上により、歳出合計 26 億 6,700 万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 6,700 万円とするものでございます。

次に、議案第 14 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてでございます。予算書 257 ページをお願いします。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,990 万円にしようとするものでございます。前年度に比べ 250 万円、7.7%の減額でございます。第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。予算書 266 ページをお願いします。款 1. 診療収入、項 1. 外来収入は前年度より 120 万円減額の 1,149 万円 8 千円の計上でございます。内訳としまして、目 1. 国民健康保険診療収入 120 万円、目 2. 社会保険診療収入 40 万円、目 4. 一部負担金 150 万円、目 5. その他の収入 120 万円、目 6. 後期高齢者医療診療報酬収入 719 万 8 千円でございます。款 2. 使用料及び手数料、項 1. 手数料は前年度同額の 10 万円の計上でございます。款 3. 繰入金、項 1. 他会計繰入金は、前年度より 130 万円減額の 1,830 万円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。款 4. 項 1. 繰越金、及び款 5. 諸収入、項 1. 預金利子はそれぞれ、存目 1 千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を 2,990 万円とするものでございます。次に、歳出についてご説明いたします。268 ページをお願いします。款 1. 総務費、項 1. 施設管理費は、前年度より 250 万円減額の 2,363 万 9 千円の計上でございます。270 ページをお願いします。款 2. 医業費、項 1. 医療諸費は、前年度同額の 616 万円の計上でございます。

内訳としまして、目 1. 医療用機械器具費 70 万円、目 2. 医薬材料費 546 万円でございます。款 3. 項 1. 公債費は、存目 1 千円の計上でございます。款 4. 項 1. 予備費は、前年度同額の 10 万円の計上でございます。以上により、歳出合計 2,990 万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,990 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第 13 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険予算、及び議案第 14 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算、両議案を一括して、提案説明申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を 1 時といたします。よろしく申し上げます。

休 憩 午前 12 時 00 分
再 開 午後 1 時 00 分

議長（村井 勉）

休憩前に続きまして会議を再開いたします。

日程第 15. 議案第 15 号、令和 2 年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 15 号、令和 2 年度多度津町特別会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書の 279 ページをお開き下さい。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 10 億 7,550 万円にしようとするものでございます。これは前年度比 0.1%、120 万円の減額でございます。

次に、第 2 条は、債務負担行為で地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

282 ページをお開き下さい。第 2 表、債務負担行為に記載してありますように、下水道事業地方公営企業法適用業務委託料の期間において債務負担行為を行うものでございます。第 3 条の地方債につきましても、283 ページをお開き下さい。第 3 表、地方債で、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましても、5 億 2,000 万円を予定しております。279 ページにお戻り下さい。第 4 条の一時借入金につきましても、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により一時借入金の最高額を定めるものでございます。第 5 条の歳出予算の流用につきましても、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定により歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

290 ページをお開き下さい。まず、歳入予算でございます。款 1. 分担金及び負担金につきましても、291 万 6,000 円を計上いたしております。款 2. 使用料及び手数料につきましても、2 億 5,180 万 2 千円を計上いたしております。款 3. 国庫支出金につきましても、4,150 万円を計上いたしております。款 4. 県支出金につきましても、210 万 1 千円を計上いたしております。款 5. 繰入金につきましても、前年度 2 億 7,071 万 8 千円から 1,354 万 5 千円減額の 2 億 5,717 万 3 千円を計上いたしております。款 6. 繰越金につきましても、存目のみ 1 千円を計上いたしております。款 7. 諸収入につきましても、7 千円を計上いたしております。款 8. 町債につきましても、前年度 4 億 7,950 万円より

4,050万円増額の、5億2,000万円を計上いたしております。これによりまして、歳入予算の合計を10億7,550万円とするものでございます。

次に歳出予算でございます。292ページをお開き下さい。款1.総務費につきましては、前年度1億9,945万9千円より2,300万5千円増額の2億2,246万4千円を計上いたしております。その内訳としましては、項1.総務管理費は、40万8千円を計上するもので、主に日本下水道協会などの管理的経費でございます。同じく項2.業務管理費は、2億2,205万6千円を計上するもので、主に中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費でございます。294ページをお開き下さい。款2.下水道費につきましては、前年度2億2,426万4千円より1,701万2千円減額の2億725万2千円を計上いたしております。これは主に下水道整備事業費でございます。款3.公債費につきましては、前年度6億5,297万7千円より719万3千円減額の6億4,578万4千円を計上いたしております。その内訳といたしましては、長期債償還元金で5億8,026万9千円、利子で6,551万5千円をそれぞれ計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ10億7,550万円とするものでございます。

なお、299ページから302ページに給与費明細書、303ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

誠に簡単な説明ではございますが、議案第15号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道予算についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第16.議案第16号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業予算、議案第17号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第16号及び議案第17号を一括して提案説明申し上げます。まず、議案第16号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてでございます。

予算書309ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,710万円とするものでございます。前年度に比べ280万円、0.1%の増額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を、3億円と定めるものでございます。第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明申し上げます。

320ページをお願いします。款1. 項1. 介護保険料は、前年度より2,065万円減額の4億9,838万5千円の計上でございます。款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は前年度と同額の4万1千円の計上でございます。款3. 国庫支出金は前年度より418万円減額の5億2,901万8千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 国庫負担金3億7,523万5千円、項2. 国庫補助金1億5,378万3千円でございます。款4. 項1. 支払基金交付金は前年度より100万6千円増額の6億553万1千円の計上でございます。内訳としまして、目1. 介護給付費交付金5億7,953万4千円、目2. 地域支援事業支援交付金2,599万7千円でございます。款5. 県支出金は前年度より63万9千円増額の3億4,227万1千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 県費負担金3億2,235万3千円、項2. 県費補助金1,991万8千円でございます。322ページをお願いします。款6. 財産収入、項1. 財産運用収入は前年度より2万円増額の3万1千円の計上でございます。款7. 項1. 寄附金は前年度と同額の存目1千円の計上でございます。款8. 繰入金は前年度より2,604万5千円増額の3億8,919万2千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 一般会計繰入金3億2,173万円、項2. 基金繰入金6,746万2千円でございます。款9. 項1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。款10. 諸収入は前年度より8万円減額の262万9千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料3千円。324ページをお願いします。項2. 預金利子、存目1千円、項3. 雑入262万5千円でございます。

以上により、歳入合計を23億6,710万円とするものがございます。

次に、歳出についてご説明いたします。326ページをお願いします。款1. 総務費は前年度より520万8千円増額の7,691万3千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 総務管理費4,618万円、項2. 徴収費483万6千円、項3. 介護認定審査会費2,476万4千円。328ページをお願いします。項4. 趣旨普及費71万円、項6. 地域密着型サービス運営委員会費4万9千円、項7. 計画策定委員会費は、37万4千円の計上でございます。款2. 保険給付費は、前年度より978万8千円増額の21億4,642万円の計上でございます。内訳としまして、項1. 介護サービス等諸費19億5,532万8千円、332ページ中段をお願いします。項2. 介護予防サービス等諸費6,890万7千円。336ページをお願いします。項3. その他諸費232万3千円、項4. 高額介護サービス等費4,387万6千円。338ページをお願いします。項5. 高額医療合算介護サービス等費660万円、項6. 市町村特別給付費、存目1千円、項7. 特定入所者介護サービス等費6,938万5千円でございます。340ページをお願いします。款3. 項1. 財政安定化基金拠出金は前年度と同額存目1千円の計上でございます。款4. 項1. 保健福祉事業費は前年度より150万円減額の450万円の計上でございます。款5. 地域支援事業費は、前年度より603万5千円減額の1億3,722万7千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費9,588万3千円、342ページ下段をお願いします。項2. 包括的支援事業・任意事業費4,094万4千円、344ページをお願いします。項3. その他諸費40万円でございます。款6. 項1. 基金積立金は前年度より516万1千円減額の3万円の計上でございます。款7. 項1. 公債費は前年度同額の3千円の計上ござ

います。346ページをお願いします。款8. 諸支出金は前年度より50万円増額の150万6千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 償還金及び還付加算金150万4千円、項2. 延滞金及び項3. 繰出金はそれぞれ存目1千円でございます。款9. 項1. 予備費は前年度同額50万円の計上でございます。

以上により、歳出合計23億6,710万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,710万円とするものでございます。

次に、議案第17号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について提案説明を申し上げます。予算書355ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,150万円とするものでございます。前年度に比べ、3,750万円、11%の増額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。364ページをお願いします。款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は前年度より3,031万円増額の2億9,141万円の計上でございます。内訳としまして、目1. 特別徴収保険料1億9,478万円、目2. 普通徴収保険料9,663万円でございます。款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は前年度同額2万円の計上でございます。款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は前年度より751万円増額の8,935万8千円の計上でございます。内訳としまして、目1. 事務費繰入金1,949万円、目2. 保険基盤安定繰入金6,986万8千円でございます。款4. 諸収入は前年度より32万円減額の71万1千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料2千円、項2. 償還金及び還付加算金70万円、項3. 預金利子、存目1千円、項5. 雑入8千円でございます。款6. 項1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を3億8,150万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。366ページをお願いします。款1. 総務費は前年度より120万1千円増額の485万8千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 総務管理費384万7千円、項2. 徴収費101万1千円でございます。款2. 項1. 後期高齢者医療広域連合納付金は前年度より3,653万6千円増額の3億7,590万9千円の計上でございます。款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金は前年度より25万円減額の70万円の計上でございます。款4. 項1. 予備費は前年度より1万3千円増額の3万3千円の計上でございます。

以上により、歳出合計3億8,150万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,150万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第16号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業予算及び議案第17号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算、両議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 17. 議案第 18 号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

議案第 18 号、物品購入契約の締結についての、提案説明をさせていただきます。

物品名につきましては、「塵芥収集車両」でございます。

納入場所は、多度津町リサイクルプラザで契約の方法につきましては、3 社による指名競争入札でございます。

契約金額は、683 万 1 千円で、その内消費税額等は 62 万 1 千円でございます。参考までに、請負比率は 88.71% ございました。

納入業者は、多度津町北鴨二丁目 370 番地 3、有限会社桃陵自動車 代表取締役 中野道正でございます。

また、参考資料といたしまして、2 ページに契約書及び付帯条件を、また 3 ページから 5 ページに仕様書の抜粋を添付いたしております。

物品の概要といたしましては、現存の塵芥車が購入から 20 年以上経過しており、老朽化のため故障の頻度も高くなっていることから、更新しようとするものでございます。

なお、納期につきましては、令和 3 年 3 月 19 日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

以上、議案第 18 号、物品購入契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 18. 議案第 19 号、多度津駅周辺開発整備等推進計画の策定についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。政策観光課長、河田君。

政策観光課長（河田 数明）

議案第 19 号、多度津駅周辺開発整備等推進計画の策定についての提案説明を申し上げます。

本件は、多度津駅周辺を活性化し、地域の再生を図るため、多度津駅周辺の開発整備やにぎわいづくり、その他必要な施策を総合的に推進することを目的に平成 29 年 6 月 1 日に制定された「多度津駅周辺の活性化に関する条例」に基づくもので、条例第 3 条第 3 項において、「町長は、活性化施策の推進に当たっては、多度津駅周辺開発整備等推進計画を策定し、計画に推進するものとする」とされており、同条第 4 項の規定で

「計画を策定又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとされていることから、計画策定について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この計画につきましては、条例第 5 条に基づく「多度津駅周辺開発整備等検討会」でご審議、ご意見をいただきながら作成し、本年 2 月 12 日に開催された検討会において、ご承認をいただいたものでございます。

それでは、本計画の内容について説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。1の1. 推進計画の位置づけといたしまして、本計画は図表1の1に記載していますように、多度津駅周辺の開発整備を推進するため、その方向性や考え方を取りまとめたものでございます。多度津町のまちづくりに関連する「都市計画マスタープラン」及び「多度津町立地適正化計画」並びに「たどつの輝き創生総合戦略」等の上位計画に基づきながら、現在実施中である「多度津駅周辺地区都市再生整備計画」に関連した事業や、将来すべき事業を包括し、かつ、今後の多度津駅周辺の活性化と地域の再生に資する施策を総合的に推進していく内容となっております。

6ページをご覧ください。1の2. 推進計画策定プロセスといたしまして、「多度津駅周辺の活性化に関する条例」に基づき、「多度津駅周辺開発整備等検討会」を設置し、この検討会から出された駅周辺の開発整備に関する「意見書」を参考に計画（案）を作成した上で、継続して検討会でご審議いただきながら、その内容と構成を検討して参りました。図1の2に計画案構築に関する流れのイメージ図を記載しております。

7ページから18ページにかけては、町の歴史及び現状について記載しております。

17ページをご覧ください。図表2-16は、計画地の現況土地利用や既存施設との位置関係を表したものでございます。ご承知の通り、多度津駅周辺には利用可能な土地が一体的に広がっていることから、この空間を活用することで、都市機能の集積や空間の活性化を図ることが可能であると考えております。

次に、19ページをご覧ください。3. 全体計画の3の1、駅周辺開発整備等のコンセプトと方針といたしまして、本計画は「日常的なにぎわい」を開発コンセプトとしており、多度津町の現状や課題を分析し、社会情勢を背景とした多度津町の強みと弱みを鑑み、開発整備の着目点を抽出した上で、多度津駅周辺でこれまで実施してきた事業を踏まえながら計画の内容を検討しております。

全体的な基本方針といたしましては「駅とその東西のエリアをつなぐ利便性の高い結節空間」及び「多度津町特有の景観や地域資源を活かしたにぎわいと交流の拠点」並びに、「時代に応じた豊かなライフスタイルを醸成する環境創出」の3点に整理しております。

次に、20ページをご覧ください。図表3の3で示しておりますように、開発整備の具体的な施策を取りまとめるうえで、計画地を4つのエリアに区切り、基本方針に基づきながら各エリアにおける整備方針を整理しております。

まず、赤色で示しておりますA区画である、東西の駅前広場付近におきましては、交流

を促進する空間づくりを行って参ります。次に、オレンジ色で示しておりますB区画である、現在のパークアンドライド駐車場のエリアにつきましては、民間の力による活性化を推進し、まちづくりに活用していくための検討を行って参ります。

21ページをご覧ください。緑色で示しておりますC区画である、駅東側の町有地におきましては、新庁舎及びホール棟の整備を行って参ります。黒色で示しておりますD区画である、多度津駅におきましては、バリアフリー化や利便性向上が成されるようにその促進を図って参ります。

その他、基礎的な事業といたしまして、駅周辺における道路の整備、歩きたくなる空間の演出、地域価値向上に資する波及効果促進策を考えております。また、3の2、段階的整備計画といたしまして、これら施策を短期的に実施するものと、短期的な取り組みを踏まえながら継続的に取り組む長期的なものとの区分し、段階的な整備計画として作成しております。

22ページをご覧ください。まず、短期的に行う施策を22ページから24ページにかけて記載しております。具体的には「駅の西側と東側の駐輪場を含む広場空間の整備」、「跨線橋のバリアフリー化」、「新庁舎及びホール棟の整備」、「公共空間の価値を向上させる施策」、「駅周辺の道路整備」となっております。これらは既に実施しているものが多くありますが、今後も、多度津駅周辺地区都市再生整備計画に関する事業として取り組んで行きたいと考えております。

25ページをご覧ください。次に、短期的な施策を踏まえ長期的に行う取り組みを25ページから26ページにかけて記載しております。具体的には、「歩きたくなる空間の創出」、「パークアンドライド駐車場の空間の活用」、「多度津駅のバリアフリー化及び利便性向上の促進」、「地域価値向上に資する波及効果の促進策」となっております。これらの施策は、関係機関との調整及び既存の公共施設のあり方や今後の財政状況を鑑みる必要がございますので、継続して検討して行く必要があると考えております。

27ページをご覧ください。4.官民連携に関する取り組みについて、概要をご説明いたします。本計画における広場空間の整備に関しては「つくる」ということだけでなく「つかう」ということを念頭におきまして、取り組んでいくことが大切でございます。そのためには、官民の連携・協働に関する取り組みが重要であり、公共空間のオープン化を見据えまして、多様な活動が可能となる「場」を目指していきたいと考えております。

29ページをご覧ください。そういった取り組みの第一歩として設計段階より、社会実験等を取り入れながら進めていきたいと考えております。また、新たな経済活動を生み出すためには、市場調査等の実施や地域の価値が高まるような空間づくりが必要でございます。例えば、にぎわい創出の担い手を発掘することや多度津町特有の景観づくりに資する取り組みが重要であると考えております。

33ページをご覧ください。5.広域的な取り組みといたしまして本計画の推進を図る取り組みの波及効果を促すため、広域的なエリアで同じ視点に基づいた取り組みの連携を図る必要が

ございます。広域的なエリアといたしましては、本通地区や桃陵公園等を含んだ多度津駅周辺地域と海岸寺駅周辺地域を想定しております。

35から36ページをご覧ください。これら広域的なエリアで豊かな暮らしを醸成するような「魅力的なコンテンツ」や「新しいアクティビティ」に着目して行きたいと考えております。例えば、写真にもありますようにサイクリングやウォーキング、サップやウインドサーフィンなどの「アクティビティの推進」でございます。また、瀬戸内海や文化的価値の高い建造物など「魅力的な景観や地域資源の創出」なども考えられます。

このように、同じ視点で広域的に連携を図りながら、そのプロジェクトに携わる人々がプロセスを共有し、そこで培ったノウハウを繋げていくことで推進すべき施策の波及効果が促進されるものであると考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第19号、多度津駅周辺開発整備等推進計画についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 19. 議案第 20 号、多度津町農業委員会の農業委員を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者をもって過半数とすることについてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。産業課長、谷口君。

産業課長（谷口 賢司）

議案第 20 号、多度津町農業委員会の農業委員を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者をもって過半数とすることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町農業委員会の農業委員 14 名は、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となります。

本年 7 月に改選となる農業委員の任命要件といたしまして、認定農業者である個人、または認定農業者である法人の役員等、いわゆる認定農業者等が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないことになってございます。ただし、認定農業者数が農業委員の定数の 8 倍を下回る場合には、議会の同意を得た上で、認定農業者であった者や認定農業者の行う耕作等の事業に従事する親族、また、集落営農組合組織の役員などを「認定農業者等に準ずる者」として農業委員とすることができることになっており、本町はこの要件にあてはまっている状況にございます。

そこで、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項及び同法施行規則第 2 条第 1 号の規定により、認定農業者又は認定農業者等に準ずる者をもって農業委員の過半数を満たすことにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まででございます。

以上、議案第 20 号、多度津町農業委員会の農業委員を認定農業者等又は認定農業者等

に準ずる者をもって過半数とすることにつきましての提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 20. 議案第 21 号、多度津町副町長の選任についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 21 号、多度津町副町長の選任についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町副町長としてご活躍いただいております、秋山 俊次 氏が令和 2 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、多度津町副町長定数条例に基づき、引き続き同氏を選任いたしたいので、地方自治法第 162 条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

秋山氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

同氏は、昭和 54 年 4 月に香川県庁に入庁されて以来、37 年間にわたり香川県坂出土木事務所をはじめとして多くの課に在籍しており、平成 21 年には琴平町の副町長として、平成 22 年には政策部水資源対策課長を、平成 26 年には環境森林部環境政策課長と総務部人権・同和政策課主幹を兼務歴任されたのち、平成 28 年 4 月から現在まで多度津町副町長として奉職されております。

経歴や実績からも分かるように、行政運営に非常に優れており、人格は高潔で、今後におきましても、町行政全般にわたり誠意を持って取り組んでいただけるものと思っております。

なお、任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 21 号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

ただ今、決定されました秋山副町長が議場におられます。

この際でありますので、副町長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。秋山副町長。

副町長（秋山 俊次）

貴重なお時間をいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今は、選任のご同意を賜り、誠に有難うございます。

改めて職責の重大さを感じているところでございます。もとより微力ではございますが、新庁舎の整備や地域の活性化をはじめ、住民福祉の向上と町の発展のために丸尾町長のご指揮のもと、職員とともに誠心誠意職務に取り組んでまいり所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いたします。

議長（村井 勉）

日程第 21. 議案第 22 号、多度津町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 22 号、多度津町教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和 2 年 3 月 31 日をもって辞任の申し出のあった田尾 勝 教育長の後任として、三木 信行 氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の

規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

三木 信行氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

同氏は 38 年間、教職員として在職をし、令和 2 年 3 月 31 日をもって退職されます。

在職期間には、西部教育事務所主任管理主事、善通寺市立東中学校、多度津小学校及び多度津中学校の校長として活躍され、本町の児童・生徒のために教育現場で熱心に取り組んでいただきました。

氏は、高潔な人格とともに小・中学校現場だけでなく、教育行政にも関わった豊富な経験の中で築かれた地域の方たちとの信頼関係は厚く、また、学校及び本町に対して多大な貢献をされていますので、教育長として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、田尾教育長の残任期間の令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年とします。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 22 号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

議長（村井 勉）

日程第 22. 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、石川 雅健 氏の任期が、令和 2 年 6 月 30 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

石川氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

同氏は長年にわたり多度津町役場に奉職され、本町の行政諸般についてご尽力されました。

地域の方々からの信頼も厚く、かつ、中立公正さを兼ね備えており、人権擁護委員として適任であると考え、推薦するものです。

なお、任期は令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 3 年間であります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、諮問第1号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第23. 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、藤田 嘉之 氏の任期が、令和2年6月30日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

藤田氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりであります。

同氏は地域活動やこれまでの人権擁護委員としての活動をとおして、地域の方々からの信望も厚く、人権問題に関する理解や熱意を有していることから、人権擁護委員として適任であると考え、推薦するものです。

なお、任期は令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、諮問第2号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第24. 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、中野 一郎 議員の退席を求めます。

(中野 一郎 議員退席)

議長(村井 勉)

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員の池内 靖子 氏より一身上の都合により、辞意の申し出がありました。

つきましては、その後任として、中野 文子 氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

中野氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

同氏は長年にわたり、香川県教育委員会の教職員として教育行政の発展にご尽力されました。

また、昨年12月より本町の民生委員・児童委員として活動中であり、人格識見が高く、地域の方々からの信頼も厚く、また教育者としての経験をとおして、人権問題に関する理解や熱意を有しており、人権擁護委員として適任であると考え、推薦するものであります。

なお、任期は令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、諮問第3号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

中野 一郎 議員の除斥を解きます。

（中野 一郎 議員、着席）

議長（村井 勉）

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重に審議を期するため、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号、第3号及び第6号から第19号までの16議案を総務教育常任委員会に、議案第2号、第4号、第5号、第20号の4議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、16 議案を会期中の総務教育常任委員会に、4 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

これにて散会いたします。

長時間、ありがとうございました。

散 会 午後 1時59分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 3 月 3 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記